

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

非常変災時における生徒の安全確保のため、下記のとおり非常措置をとりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 台風等暴風(雨)襲来時における対応

(1) 「特別警報」および「暴風警報発令時」における措置

① 生徒の登校前

◆午前7時において「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合

⇒ 学校から改めての通知はしませんが、発令と同時に自動的に、**臨時休業**とします。

② 生徒の登校後

◆登校後に「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合

⇒ 通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、**適切な指示**をします。

(2) 「特別警報」および「暴風を含む警報」解除後の措置

① 午前7時までに、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が解除された場合

◆地域や通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合

⇒ **必要に応じて**始業時刻の繰下げ又は臨時休業の**指示**をします。

② 生徒の登校後

◆状況を判断し、場合によっては(1)の②に準じます。

2 その他の警報等（大雪、大雨、洪水等）

(1) 基本的には、**臨時休業ではありません。**

◆ただし、地域や通学路の状況から、臨時休校、始業時刻の繰下げ、終業時刻の繰上げ等の措置が必要な事態となった場合

⇒ **適切な指示**をします。

(2) 大雪や大雨等で交通が遮断されたりした場合、始業が遅れることがあります。その場合

⇒ 自習態勢をとります。

3 地震発生の場合

(1) 家にいる時で、緊急避難が必要と判断した場合

⇒ 指定の広域避難場所へ安全確保の上避難してください。

(2) 学校にいる時

⇒ 学校の防災マニュアルに従って、避難させます。